

環境経済委員会審査報告

環境経済委員長 馬場 尚之

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第119号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第5号） 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目のうち所管部分 第8目 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第11款 災害復旧費 第2条 継続費の補正 第10款 教育費 第6項中 第3目 第3条 繰越明許費の補正 第2款 総務費 第1項中 第8目 第6款 農林水産業費 第10款 教育費 第6項 第4条 債務負担行為の補正 第6款 農林水産業費 第11款 災害復旧費	原案可決
第120号議案	平成30年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第127号議案	長崎市の交流拠点施設（MICE）建設の凍結に関する住民投票条例について	否決
第137号議案	長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例	原案可決
第138号議案	長崎市漁港管理条例及び長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第140号議案	長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例	原案可決

第141号議案	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第147号議案	工事の請負契約の締結について（重要文化財旧グラバー住宅保存修理工事）	原案可決
第151号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算（第6号） 第1条 第2項中 歳出 第7款 商工費	原案可決
第152号議案	平成30年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第154号議案	平成30年度長崎市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

（条例等）

第120号議案ほか、8件について、環境経済委員会での審査の経過、並びに結果について報告いたします。

まず、第127号議案「長崎市の交流拠点施設M I C E 建設の凍結に関する住民投票条例」について。

本条例は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、長崎市の交流拠点施設 M I C E 建設の凍結に関する住民投票条例の制定の請求が行われたので、同条第3項の規定により市長の意見を付けて議会に付議されたものです。

委員会では、条例制定請求代表者による意見陳述を行ったのち、同請求代表者等に対し参考人として出席を要請いたしました。

まず、参考人に対しては、

- ・ 交流拠点施設建設を、凍結としていることの真意と、具体的な凍結期間に

ついて質しました。

この点について、参考人から、

- ・長崎市の経済活性化は喫緊の課題であるが、長崎市を取り巻く状況は大きく変化してきており、交流拠点施設整備が最善策なのか疑問があること。
- ・経済活性化のためには、農業・漁業や製造業を支援することが最も重要であること。
- ・交流人口の拡大という点では、ジャパネットホールディングスグループの幸町工場跡地活用事業を支援すべきであること。

などの理由から、交流拠点施設の整備については、一旦立ち止まり、市民に意見を聞いた上で、再考してはどうかと考えている。

- ・凍結期間については、住民投票の結果を見て市議会も含め検討してはどうかと考えている。

さらに、参考人に対し、

- ・長崎市交流拠点施設整備・運営事業については、平成30年6月議会において予算議案が、また平成30年9月議会において契約議案が可決された中で、条例制定請求を11月に行った理由について質しました。

この点について、参考人から、

- ・本事業については、予算の審査が議会において、慎重に行われることに期待し、議会の議論を見守っていた。
- ・しかしながら、6月議会において予算が可決されたことから、条例制定請求は11月になったものの、契約議案の可決前に再考してもらうため、9月議会中の9月4日、条例制定請求代表者証明書交付申請書を提出し、条例制定請求を行うための活動を開始したとの答弁がっております。

そのほか、参考人に対し、

- ・ 事業における市の投資額を300億円から400億円と想定した根拠、
- ・ 条例案における投票率及び得票率に対する 考え方、
- ・ 住民投票の投票日が、統一地方選挙の投票日に設定されることの、想定の有無、
- ・ 市議会のチェック機能のあり方や、市議会議員の説明責任について指摘する根拠、
- ・ 仮に事業を凍結することになった場合、市に対して事業費を超える損害賠償請求が行われる可能性があるとする、市長の意見に対する見解などについて質しました。

その後の審査で、理事者に対し、

- ・ 請求代表者が、事業における市の投資額は、20年間の維持管理費70億円を含めて300億円から400億円と想定していることに対する、見解について質しました。

この点について、理事者から、

- ・ 20年間の維持管理費については、事業者が負担することとなっていること、また、総事業費約216億円のうち、市の資産となっている用地の取得費が約69億円であり、残る事業費約147億円についても、事業実施による国の補助金及び地方債の合計約113億円を差し引けば一般財源からの支出は約34億円であることから、請求代表者の想定は、根拠が不明であるとの答弁があっております。

さらに委員会では、理事者に対し、

- ・ 市長の意見書の中に、仮に現時点で交流拠点施設の建設を凍結することとなれば、M I C E事業者等から、施設整備にかかる事業費を超える損害賠償

請求がなされ、多額の財政負担が生じる可能性がある、とする意見を記載したことの妥当性について質しました。

この点について、理事者から、

- ・当該記述については、仮に施設建設を凍結し、契約解除に至った場合の市民負担のリスクについて触れたものであり、請求代表者が署名活動を行う際に、市民にとって必要な情報であったと考えることから、記載したとの答弁がっております。

なお、委員から、損害賠償にかかる記述について、削除すべきとの強い意見が出されました。

この点について理事者から、

- ・本意見書は地方自治法の規定により、条例制定請求が行われた場合、市長の意見書を付して議案を提案することとなっていることから、条例案に市長の意見を付したものであり、市長は当該記述の訂正は考えていないとの答弁がっております。

その点について委員会での協議の結果、

- ・当該記述は、あくまでも市長の考え方であり、審査の判断材料にするかどうかは、各委員に委ねることといたしました。

そのほか、

- ・平成26年当時、約69億円で購入した土地の現在の不動産評価額が約88億円となっていることへの見解、
- ・常設型住民投票条例を制定する考え、
- ・土壌汚染対策について、追加費用の可能性について、市と請求代表者と

の間に意見の相違があることに対する見解、

- ・ 直接請求の動きがあっていたにもかかわらず、平成30年9月議会に契約議案を提案した理由、
- ・ 今回の住民投票条例制定請求に対する、市の見解と今後の交流拠点施設整備に向けた取り組み姿勢について質すなど、内容を検討いたしました。

以上、審査過程の概要を申し上げましたが、その結果、

- ・ 交流拠点施設の整備は、交流人口の拡大により、市全体の活性化を図り、将来の市民生活の向上につながるとされており、これまで多くの議論を重ねてきたものの、根拠が希望的観測に基づくもので、事業が成功するのか甚だ疑問であること、
- ・ 交流人口を増やすという意味では、ジャパネットホールディングスグループが、500億円をかけてスタジアム等を建設する計画を公表しており、まずはその計画を支援していくことが必要であること、
- ・ 事業に失敗すれば、市民に大きな不利益を与えることが考えられる中で、市民が住民投票条例制定を請求することは、当然であること、
- ・ 直接請求制度は、市民が直接政治に参加する機会を与えるために認められた制度であることから、市民の意思を尊重し、市民が求める政治への参加の権利を尊重すべきであること、
- ・ 住民投票は市民に与えられた権利であるにもかかわらず、多額の損害賠償が請求されるかのように、市長が意見を付して反対したことは、市民の権利の侵害であるため、市民の権利を守り、また、市民の意見を十分に聞いて市政運営をしていくべきであることなどから、

住民投票を行う本議案に賛成したいとの意見が出されました。

一方、

- ・今回、交流拠点施設建設の凍結に関する住民投票条例制定請求が行われたことは、事業の有用性について、市民に対する説明が不足していたと思われ、請求代表者等の指摘や、これまでの議論を踏まえて、今後の行政運営に生かしてほしい、
- ・今後事業を進める上で、市・経済界・長崎国際観光コンベンション協会・交流拠点施設運営事業者・県、などと十分情報を共有しながら、懸念される課題を一つ一つ解決してほしい、との要望が出されるとともに、

原案に反対する立場から、

- ・市議会としても、一度はM I C Eを念頭に置いた交流拠点施設用地の取得予算議案を、否決したものの、多くの議論を積み重ねる中で、運営事業者が施設の維持費、運営費を負担する契約に基づいて、20年間責任を持って運営するということが約束されたことを背景に、事業に賛成してきたこと、
- ・定住人口減少に歯止めをかけるために、雇用を創出することが必要であり、何もしなければ、長崎市の経済は衰退してしまうとの考えのもと、交流人口の拡大による、地域経済の活性化の1つの起爆剤となる交流拠点施設の整備に期待が持てること、
- ・民意を反映させるという意味では、来年4月の市長選挙において、M I C Eも含めた施策について、十分民意を問えることなど、を主な論拠とする反対意見が出され、

採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決定いたしました。

次に、第137号議案「長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、長崎市における産業の振興、及び雇用機会の拡大を図るため、条例の有効期限を廃止したいのと、奨励金にかかる指定要件等を見直したいのと、その他、所要の整備をしようとするものです。

委員会では、

- ・施設等整備奨励金及び建物等賃借奨励金について、固定資産の投下金額にかかわらず、市民要件を1人としたことの妥当性、
- ・雇用奨励金について、正規雇用従業員の要件に地域限定の有無を設定しなかった理由、
- ・長期で安定的な雇用を促進するための、制度のあり方と今後のチェック体制、
- ・奨励金交付要件を緩和し、市内の中小企業への支援を拡大する考えの有無、について質すなど、内容検討の結果、

異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第140号議案「長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例」について。

今回の改正は、長崎市歴史民俗資料館の管理について、指定管理者制度を導入したいのと、その他所要の整備をしようとするものです。

委員会では、

- ・ 条例改正を提案するに当たっての議会への 経過説明がなかったことに
対する見解、
- ・ 指定管理者制度を導入する、必要性和導入のメリット、
- ・ 指定管理者制度の導入により、人件費が削減されることでサービスの低
下が懸念されることへの見解、
- ・ 歴史民俗資料館の周知のあり方と利用者増に向けた今後の取り組み方針
- ・ 長崎市の歴史を伝える歴史民俗資料館を、平和発信の場である原爆資料
館及び、平和会館とグループ化して指定管理者制度を導入することの妥
当性、
- ・ グループ化するそれぞれの施設について、今後の所管部局の考え方と責
任の所在について質すなど、内容検討の結果、

一部委員から、

- ・ 本議案は、グループ化する他の施設を含め、既に委託された業務ばかり
であり、指定管理者制度を導入する意義が乏しいことを主な論拠とする
反対意見が出されたので、

採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第147号議案「工事の請負契約の締結」について。

本件は、重要文化財 旧グラバー住宅保存修理工事の請負契約を締結しよ
うとするものです。

委員会では、

- ・ 応札者が 1 者のみであった理由と予定価格の積算方法の妥当性、
- ・ 市内に複数ある歴史的建造物の、今後の継続した保存・修復のために、施工できる業者の育成に、長崎市がかかわる考えについて質すなど、内容検討の結果、

異議なく原案を 可決すべきものと決定いたしました。

最後に、

- ・ 第120号議案「平成30年度 長崎市 観光施設 事業 特別会計 補正予算 第2号」
- ・ 第138号議案「長崎市 漁港管理条例 及び 長崎市海岸保全区域における占用料徴収 条例の一部を改正する条例」
- ・ 第141号議案「長崎市 廃棄物の減量及び適正処理 に関する条例の一部を改正する条例」
- ・ 第152号議案「平成30年度 長崎市 観光施設 事業 特別会計 補正予算 第3号」
- ・ 第154号議案「平成30年度 長崎市 中央卸売 市場事業 特別会計 補正予算 第1号」の

以上 5 件につきましては、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

(補正予算第 5 号、第 6 号)

次に、第 119 号議案ほか 1 件につきまして、環境経済委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

初めに、第 119 号議案「平成 30 年度長崎市一般会計補正予算 第 5 号」について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

まず、総務費において、

ふるさと納税制度により実施している「がんばらば長崎市応援寄附金」の受入額の増が見込まれるため、返礼品等にかかる経費を、増額するためのふるさと納税推進費が計上されております。

委員会では、

- ・インターネットで、長崎市へのふるさと納税の申し込みができる、ポータルサイトの増設の経緯と当初から開設しなかった理由、
- ・ポータルサイトの増設に伴う、収支への影響についてただすなど、内容を検討いたしました。

次に、同じく総務費において、

長崎ブリックホールについて、台風第 25 号の強風により、外壁タイルの一部が剥離したことから、事故防止のため全館の外壁タイルの点検及び補修を行うための文化施設整備事業費及び繰越明許費が計上されております。

委員会では、

- ・外壁タイルの崩落は、人命にかかわることであり、一刻も早い補修が求められているにもかかわらず、全額を繰越明許費とする理由、
- ・万一、点検不備による事故が発生した場合、責任を問われかねない中で、年 1 回の点検を建築の専門職員ではなく、施設の所管の職員により行っていることの妥当性、

- ・他の公共施設も含めて、これまでの点検方法を抜本的に見直す考えの有無、について質すなど、内容を検討いたしました。

次に、商工費において、

地域振興に資する 民間投資を支援するため、民間事業者に無利子資金の貸し付けを行うための民間投資支援費が計上されております。

委員会では、

- ・前回実績があった平成17年から、支援の実績がなかったことについて、周知方法の検証と今後の取り組み方針、
- ・本事業にかかる事業者が撤退した事例の有無と、撤退した場合の市の財政負担の有無についてたすなど、内容を検討いたしました。

次に、教育費において、

国指定重要文化財 旧長崎英国領事館の復原工事にかかる継続費の増額及び期間延長が計上されております。

委員会では、

- ・これまでの事業計画の見込みに対する見解と今後の見通し、
- ・事業費の増額を抑制するための取り組み状況、
- ・今後さらに事業費が増額となる可能性の有無、
- ・復原後、旧長崎英国領事館の歴史的背景に 鑑みた活用方法の検討状況について質すなど、内容を検討いたしました。

次に、同じく教育費において、

唐人屋敷地区の景観まちづくり刷新事業にかかる繰越明許費が計上されております。

委員会では、

- ・唐人屋敷の塀の改修は、景観の改善につながり、地元にとっても利点があるにもかかわらず、地元との調整に時間を要した理由、
- ・本事業にかかる当初予算計上に当たっての、地元との協議状況について質すなど、内容を検討いたしました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、

- ・文化施設整備事業費については、ブリックホールが10年前にも外壁が崩落していたにもかかわらず、今回も同様の事例が発生したことから、今後は、危機管理意識を継続しながら点検を実施してほしい、
- ・他の公共施設も含め、現在の点検方法が妥当なのか十分検証し、点検方法を見直してほしい、との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第151号議案「平成30年度長崎市一般会計補正予算第6号」について。

委員会では、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

以上で環境経済委員会における審査報告を終わります。